

医療法人だより(第5号)

長崎市江戸町2-13(平成30年1月22日から 長崎市尾上町3番1号に移転)
長崎県医療政策課(095-895-2464)

早いもので今年も師走となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

「医療法人だより(第5号)」をお届けしますのでご一読ください。今回は、第7次医療法改正(医療法人の組織)についてお知らせいたします。

理事会の組織及び職務について、改正医療法の条文で確認してみましょう。

医療法第46条の7(抄)

- 1 理事会は、全ての理事で組織する。
- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 医療法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長の選出及び解職
- 3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 一 重要な資産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 社団たる医療法人にあっては、定款の定めに基づく「医療法人に対する役員等の損害賠償責任」の免除

理事長の代表権等について

理事長については、その権限が明確化されたほか、「理事会への職務執行状況報告」が新たに義務づけられました。(法第46条の6、第46条の6の2、第46条の7の2)

医療法人の理事のうち一人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。

理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有すること。

《目次》

1. 理事会の組織及び職務について
2. 理事長の代表権等について
3. 理事の責務等について
4. 社員総会及び理事会の議事録について

理事長は、医療法人の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。ただし、定款又は寄付行為で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないこと。



理事の責務等について

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画します。

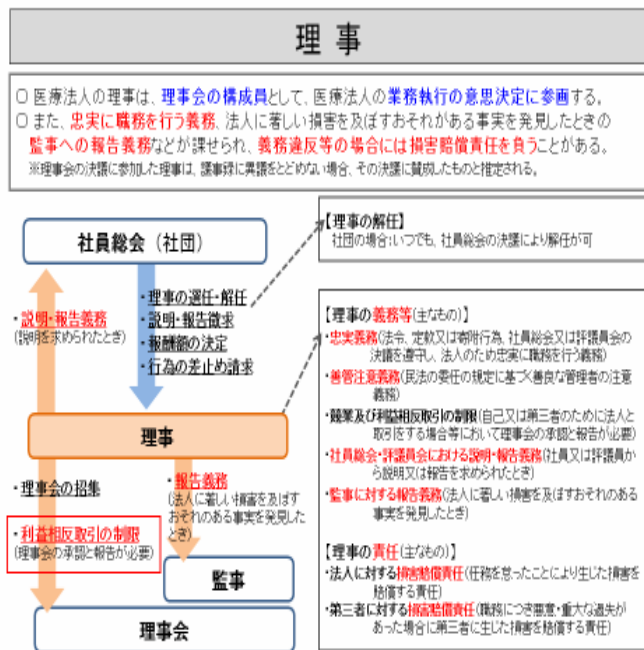
また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

「特別代理人制度」が廃止され、次に掲げる場合には、理事会において、取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

理事が自己又は第三者のために医療法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

理事が自己又は第三者のために医療法人と取引をしようとするとき。

医療法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において医療法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。



16

医療法人に対する役員（理事及び監事）の損害賠償責任について

医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の理事又は監事がその任務を怠ったときは、医療法人に対し、理事又は監事は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

医療法人の理事が、「競業及び利益相反取引を行う場合の理事会の承認」を得ることなく、自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引をしたときは、取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、の損害額と推定する。

「自己又は第三者のためにする医療法人との取引」又は「医療法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における医療法人と理事との利益相反取引」によって医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

1. 理事会において、競業及び利益相反取引の承認を受けた理事
2. 医療法人が取引をすることを決定した理事
3. 取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

医療法人に対する役員（理事及び監事）の損害賠償責任の免除について

役員は、総社員の同意がなければ免除することができない。

役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社員総会で出席者の3分の2以上の賛成を得れば**一部免除**ができる。

役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、事情を勘案して特に必要と認めるときは、定款に定めがある場合理事会の決議によって**二部免除**ができる。

業務執行理事もしくは監事の損害賠償責任については、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、事前に「責任限定契約」を締結することができる旨定款に定めることにより**一部免除**ができる。

議事録の作成について

社員総会又は理事会が終了したら必ず議事録を作成し、大切に保管しておいてください。

社員総会の議事録

- ・社員総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- ・議事録は主たる事務所においては10年間、従たる事務所においてはその写しを5年間備え置かなければならない。

社員総会議事録の作成内容

- ・医療法施行規則では、社員総会議事録の作成内容を以下のとおり定めています。
- ・議事録には社員総数と総会に出席した社員の氏名も記載していただくようお願いします。

社員総会の議事録

- ・ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- ・ 次に掲げる事項を内容とするものであること。
開催された日時及び場所（欠席理事・監事、又は社員の出席方法を含む）
社員総会の議事の経過の要領及びその結果
特別の利害関係を有する社員があるときは社員氏名
意見又は発言の内容の概要
イ 監事の選任、解任、辞任についての監事の意見
ロ 監事を辞任した者の辞任した旨及びその理由
ハ 監査の結果、不正の行為・法令定款・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの報告
ニ 理事が社員総会に提出しようとする議案等が法令・定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときの調査結果報告
ホ 監事の報酬等
社員総会に出席した理事又は監事の氏名
社員総会の議長の氏名
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事会の議事録

- ・理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- ・議事録は主たる事務所において10年間備え置かなければならない。

理事会議事録の作成内容

- ・医療法施行規則では、理事会議事録の作成内容を以下のとおり定めています。

理事会の議事録

- ・ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- ・ 次に掲げる事項を内容とするものであること。
開催された日時及び場所
理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
(イ) 招集権者以外の理事の請求を受けて招集されたもの
(ロ) 理事が招集したもの
(ハ) 監事の請求を受けて招集されたもの
(ニ) 監事が招集したもの
議事の経過の要領及びその結果
決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要
(イ) 理事が行った報告
(ロ) 監事が行った報告
(ハ) 監事が述べた意見
定款で、議事録に署名し又は記名押印しなければならない者を理事長とする旨の定めがある場合にあっては、理事長以外の理事であって出席した者の氏名
会計監査人の氏名又は名称
議長の氏名

お知らせ



第7医療法改正(医療法人の組織)周知のため、ニュースレターを発行しておりましたが、ニュースレターは第5号をもって廃刊とし、今回の医療法人だよりで「理事会の組織及び職務について」、「役員
の忠実義務と損害賠償責任」、「社員総会議事録及び
理事会議事録の作成と保管について」お知らせしま
した。

県庁舎の移転について

新県庁舎が完成し、平成30年1月4日から供用開
始されますが、移転は順次行われ、医療政策課は、
1月22日(月)に日本生命ビルから新庁舎の1階
に移転いたします。

医療政策課は下図の場所になりますが、エントラ
ンスホールに入ってください、総合受付にて道順
をお尋ねください。

新庁舎移転に伴う医療法人決算届の閲覧について
医療法人決算届については、県民センター内の県
政情報コーナーでの閲覧となりますが、初回は医療
政策課の医事・医療相談班で受付を行っていただい
ています。

県民センターの県政情報コーナーは、平成30年
1月4日から新庁舎に移転しますが、医療政策課は、
平成30年1月22日から新庁舎に移転するため、
平成30年1月4日から1月19日までは初回の受
付も新庁舎の県民センターで行います。

